

職長・安全衛生責任者教育(建設業)開催のご案内

労働安全衛生法第60条においては、事業場で新たに職長等の現場監督者に就くことになった者に対して、事業者は法定の安全衛生教育である「職長教育」を行わなければならないこととされています。(注1~2参照)

また、建設業における安全衛生責任者に対する教育については、職長教育を併せた「職長・安全衛生責任者教育」を受ければ、職長及び安全衛生責任者の教育を同時に修了することが出来ることになっています。

この度、当協会では事業主に代って、下記により法令に基づく建設業の「職長・安全衛生責任者教育」を開催することといたしますので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

(注1) 教育対象業種:6業種 (労働安全衛生法施行令第19条)

- ① 建設業
- ② 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ たばこ製造業
 - ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)
- ③ 電気業 ④ ガス業 ⑤ 自動車整備業 ⑥ 機械修理業

(注2) 「職長」とは、「作業中の労働者を直接指導・監督する者」と定められています。

したがって、事業場によって、監督、班長、リーダー、作業長等、さまざまな名称がありますが、現場で労働者の作業の進め方等の指揮・命令する立場に就く人が対象となります。

記

1 講習の日時・場所・定員

(1) 開催日時 令和8年7月23日(木)・24日(金)

午前8時40分からの受付となります。

(2) 会場 千曲市総合観光会館 千曲市上山田温泉2-12-10

(3) 定員 40名

2 受講料及びテキスト代(消費税を含む)

(1) 受講料 各地区労働基準協会会員事業場 1名 10,000円(+消費税1,000円) 計 11,000円
上記以外の事業場(非会員事業場) 1名 12,000円(+消費税1,200円) 計 13,200円

(2) テキスト代 「職長・安全衛生責任者教育テキスト」 2,400円(+消費税240円) 計 2,640円

3 講習カリキュラム（都合によりカリキュラム及び講師が変更することがあります）

月日	講 習 科 目	時 間	講 師
7 月 23 日 (木)	オリエンテーション	8:55～	株守谷商会 安全環境管理室 室長 酒井清隆氏
	職長・安全衛生責任者教育を始めるにあたって	9:00～9:20	
	職長・安全衛生責任者の役割	9:20～10:20	
	作業員に対する指導及び教育方法	10:20～11:30	
	危険性又は有害性等の調査と低減措置等	11:30～12:00	
	昼休み	12:00～12:50	
7 月 24 日 (金)	危険性又は有害性等の調査と低減措置等	9:00～10:20	株守谷商会 安全環境管理室 室長 酒井清隆氏
	職長・安全衛生責任者が行う安全施行サイクル	10:20～12:00	
	昼休み	12:00～12:50	
	職長・安全衛生責任者が行う安全施行サイクル	12:50～14:20	
	労働災害防止についての関心の保持及び 労働者の創意工夫を引き出す方法	14:20～15:20	
	異常時、災害発生時における措置	15:20～17:00	
	修了式	17:00～	

4 受講の申込方法

別紙申込書に正確に記入し、受講料・テキスト代を添えて7月9日(木)までに
(一社)中野労働基準協会 へお申し込みください。

〒383-0013 中野市中野1863-1 (TEL 0269-22-2255・FAX 0269-23-0729)

*FAXでの申込み、受講料振込も受け付けます。

*締切日前でも定員に達した場合は受付を締切ります。

※ 受講料の振込先 八十二長野銀行/中野支店 普通預金 381906

5 修了証の交付

所定の時間を受講し、修了した方に、修了証を交付します。

6 その他

(1) 申込み受付後の取消し・変更等は7月16日(木)までとし、その後の取消し及び講習会当日の欠席者には、原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでご了承ください。

(2) 講習当日は受講票・筆記用具(鉛筆・消しゴム)を持参してください。